

議案第 51 号

介護保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

令和 8 年度からの市町村事務処理標準システムへの移行に伴い、第 6 期（12 月分）の介護保険料口座振替が年内の収納となるよう納期限を変更するため、及び令和 8 年度の特例措置減免を実施するにあたり、システムでの一律対応が可能とされたことにより当該減免手続きを不要とするため、この条例案を提出するものです。

介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から7月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から8月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から9月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>12月26日</u>まで</p> <p>第7期 1月1日から1月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から2月末日まで</p> <p>第9期 3月1日から3月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から7月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から8月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から9月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から<u>12月31日</u>まで</p> <p>第7期 1月1日から1月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から2月末日まで</p> <p>第9期 3月1日から3月31日まで</p> <p>2・3 (略)</p>

(保険料の減免)

第12条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の15日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) から (3) まで (略)

3 (略)

(保険料の減免)

第12条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の15日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。 \_\_\_\_\_

(1) から (3) まで (略)

3 (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。